臺灣日日新報 夕刊 昭和十一年七月十四日 (火曜日) 第一万三千三十八號 A (一)
(第二版) (原稿郵便物認可) (明治卅一年五月九日第三種郵便物認可)
七月十三日 一部定價金拾錢

外地の人事異動 斷行の期は迫る

督府や本省を通じて 相當廣範圍に亙らん

【東京十二日發】外地以來各外地長官の更迭を斷行し、これに伴つて傍證した第の一部を除くの企圖しつつあつた政友一派の中央地方を通じての根本的改革を斷行する爲、先づ手始めとして

オリムピック寫眞
八月一日から電送
我兩技師の交渉によって
獨逸に諒解成る

【台林中西本社特電】オリムピック大會を機に、日獨無線電話試驗の交涉に當つて日本から派遣された逓信省の郵務局國際課長大久保留次郎氏と林遞信技師が此程伯林に到着、林の兩技師は國際電氣通信會社の招待で訪問して技術の打合せの爲大體の條件はのやうである、日獨間では試驗的にやるものであるから、オリムピック競技終了後に實施したいといふのに對し獨逸側では實行するなら此の機會にやつて終ひたいといふ意向で結局右の條件で實施することとなつた

【ベルリン十二日發同盟】我が水上競技參加チームはベルリン到着後オリムピックコートで練習を續行、コンディションの調整につとめてゐたが十一日ドイツ、オリムピック代表と初試合を鼎行六對五の僅少差ながらも勝を制した

籠球軍大勝
對獨初試合で

【ベルリン十二日發同盟】我が籠球チームはベルリン到着後オリムピックコートで練習を續行、コンディションの調整につとめてゐたが十一日ドイツ、オリムピック代表と初試合を鼎行六對五の僅少差ながらも勝を制した

【廣東十二日發同盟】陳濟棠氏は十一日夜、電話で陳策氏に對し、中央の對西南態度に關する決議の内容を說明すると同時に、財務の整理を說明した

【廣東十二日發同盟】軍政部長何應欽氏は、廣東當局との間に行はれた軍事協議の結果左の通り決定と共に中央側の實行方法を協議した

一、不平分子の徹底的處理を行ふ
一、軍隊を整理縮小して省防備を嚴重にし侵略者を驅逐す
一、極力依備を補充し且つ空軍航空學校を設立する

現銀は手放さぬ
中央、廣東の幣革交涉は失敗
唐代表から聲明

【廣東十二日發同盟】軍政部代表唐生智氏と廣東當局との間に行はれた軍事協議の結果左の通り決定と共に中央側の實行方法を協議した

一、軍隊を整理縮小して省防備を嚴重にし侵略者を驅逐す
一、極力依備を補充し且つ空軍航空學校を設立する

海へ！郊外へ
列車も局バスも滿員
十二日は新記錄

第二艦隊と乘組員
水雷戰隊は十三日入港

第二艦隊の演習來航につき十二日海軍當局より次の如く發表があつた

一、艦隊の演習參加艦船は左の通り
二、艦隊は打ち揃つて基隆へ來航

南寮ケ濱の夕景
蕃原本社寫眞班員十二日撮影

市役所吏員が國防色被服
八月一日から一齊に

【新竹電話】新竹市役所では愈々八月一日から一齊に國防色の被服に統一することとなり全職員一同の服裝を國防色に變更することとなつた

水魔は呪ふ
文山區新店庄巡查不注意

祝賀飛行に學校號が飛ぶ
十五日宜蘭上空で

周落の西南派
陳濟棠を慰留して
三軍首腦、一蓮托生を誓約

邦人居住地に陸戰隊を增派
海軍の保護陣營

特別陸戰隊は當生事件に依る在留邦人の居住地

唐代表から聲明

二億五千萬元に及んで居り、惡性インフレで財政狀態は危機である

臺北高校水上選手遠征

臺北高校水上競技部選手六名は二十三、四、五の三日間九州帝大工學部プールで開催される第九回全國高等學校水上競技大會西部豫選會に出場すべく十五日午前八時二十二分基北驛發列車で鐵道にて遠征することとなつた

【臺北】平井準三【選手】川村晴夫、中島龍、奥省二郎、池田作興、渡邊龍、板山榮實、水泳

參加團員が獻金

本社主催の新竹州竹南海水浴場行啓は豫報の如く十二日發大に行はれたが同地へ着迄は豫定の列車中に小遲の繰りを國防獻金することとなり合計二百二十錢を得たので本社では十三日發臺北に獻金の手續をとつた

中車丈永眠

陳清波氏が寄附
國服調製費に八百圓

臺北市會議員陳清波氏は今回陸軍省の豫算に依り五百圓の分割金を受けたので、之に自費金の三百圓を加へて合計八百圓を大和尋常高等小學校に寄附し國防費に充當する筈

市役所吏員が國防色被服
八月一日から一齊に

【新竹電話】新竹市役所では愈々八月一日から一齊に國防色の被服に統一することとなり全職員一同の服裝を國防色に變更することとなつた

籠球軍大勝
對獨初試合で

【ベルリン十二日發同盟】我がオリムピック籠球チームはベルリン到着後オリムピックコートで練習を續行、コンディションの調整につとめてゐたが十一日ドイツ、オリムピック代表と初試合を鼎行六對五の僅少差ながらも勝を制した

水魔は呪ふ
文山區新店庄巡查不注意

祝賀飛行に學校號が飛ぶ
十五日宜蘭上空で

第二艦隊と乘組員
水雷戰隊は十三日入港

第二艦隊の演習來航につき十二日海軍當局より次の如く發表があつた

一、艦隊の演習參加艦船は左の通り
二、艦隊は打ち揃つて基隆へ來航

中車丈永眠

陳清波氏が寄附
國服調製費に八百圓

臺北市會議員陳清波氏は今回陸軍省の豫算に依り五百圓の分割金を受けたので、之に自費金の三百圓を加へて合計八百圓を大和尋常高等小學校に寄附し國防費に充當する筈

參加團員が獻金

本社主催の新竹南寮ケ濱海水浴場行啓は豫報の如く十二日發大に行はれたが同地へ着迄は豫定の列車中に小遲の繰りを國防獻金することとなり合計二百二十錢を得たので本社では十三日發臺北に獻金の手續をとつた

邦人居住地に陸戰隊を增派
海軍の保護陣營

特別陸戰隊は當生事件に依る在留邦人の居住地

周落の西南派
陳濟棠を慰留して
三軍首腦、一蓮托生を誓約

現銀は手放さぬ
中央、廣東の幣革交涉は失敗
唐代表から聲明

海へ！郊外へ
列車も局バスも滿員
十二日は新記錄

第二艦隊と乘組員
水雷戰隊は十三日入港

南寮ケ濱の夕景
蕃原本社寫眞班員十二日撮影

市役所吏員が國防色被服
八月一日から一齊に

籠球軍大勝
對獨初試合で

水魔は呪ふ
文山區新店庄巡查不注意

祝賀飛行に學校號が飛ぶ
十五日宜蘭上空で

紙衣祖師（156）

東國篇

吉川英治作
山村耕花畫

第二の華場（二）

なほ常盤の下整い、土地にはそのほかにお館にはばかられぬ豪族がある。それは鎮守と同じの一法恩寺人数のひとりである神介遠生の事跡であった。——そしてその郷里は又遠生のそうで、昔から「狂心房」と云ってる。その寛人館外に、和田九郎重とか、御前馬の頭なども、そう人々のうちに、吉彦重剛の館が多くないので。

そのむかしの天城四郎が、今では出雲屋といって、鎮西一の有数な問屋になってゐる。

といえば、民間ばかりでなく、さうした上級にまで大きな影響を與ながら保った。

その館へ、鎮衣上人を、この常館へお迎へ申したい）

という希望が、熱となり、懇願となって、やがて室城せざるをえないような人々のものである。

牛若丸は、鎮衣の代官小島武弘から話をうけて、

「つぎの一人を頼む」

と申しあげて来ると、以上のような経緯から、わたくしが迎への役、その使を吟味けられて来たのでございます。何と武蔵の衆生のために、常館へ御出馬を願ひますやうに」

と、鎮衣に告げた。

鎮衣は、その懇願に対して、暫瞑した。——そのむかしは郷里からも肉身からも、悪魔のやうに追擯されてゐた生活屋に、さういふ感慨を持つについて来たことを、何んなにか欣しく思った。

「行けば、ふたたび帰郷のある地とみなろう。ぜひまゐりませんなるまい。」

——この信念の動かも、彼は、佐佐木光資・資信の二人に帰んでおけばよかろう」

鎮衣は、快諾した。

そして、

そしてこの地方の——大利根のなかれと、奇城おろと、南は荒海に接して、ここも鎮城の一要衝地帯。文化のおくれてゐる粗野な人情と、仏教のあさい個人の心の民衆を見出して、

（おれは、ここに杖を立てん）

と、鎮衣はひそかな決心と志悟とを抱いた。

下妻に、三月寺といふ、もう荒れ果た堂宇があった。

鎮衣は、そこを修理して、小さいながらも一宇の精舎を建立した。

（世界名画鑑賞会提供）

今週の映画

假面の米國

十四日封切　東宝劇場

▲この映画が日本に入ったのは三年程前であって、内地封切に当って非常な人気を博したものである当時、満北でも公開の話があったがワーナー映画支社と折衝したのであったが、四千円と云ふ特別上映料金が負担が一歩も譲らなかった為め遂に決裂して仕舞、一部の人の選択に委ねる事になった。

▲映画の題名は、もう荒れ果た堂宇があった。

拓省外地人事異動

永田拓相近擬斷行

臺灣知事級且廣況更迭

東京十三日電。永田拓相自任以來。更易各外地長官。一新停滯之空氣。近擬斷行。已定今週中發表。

▲七月十五日上午九時。於神社外苑燃放煙火。▲十六日上午七時起。旗行列。學藝品展覽會。生花展覽會。聯合大運動會。十一時半花合會。下午一時半。開祝賀會。同三時於南內開學藝會。同五時在街內演屋追加豫算案。即為役所費。小學校費繰賀。及艦隊歡迎數等。共二萬五千九百七十一圓。

國有財產法

審議順調

東京本社特電。國有財產法改正案。即為役所費。小學校費繰賀。及艦隊歡迎數等。共二萬五千九百七十一圓。

高雄州防空大演習

管制燈火交通音響

訂來十九二十兩日實施

該司令部。即向全州下達。一齊實施各種管制演習。終了後一週間內。各部隊。市街。署長。主要提出感況。所見及將來之不滿意。再要望。並有關防空之參考意見。

▲文武官新官記所主任。此回發動北庄。

高雄市役所

開參事會

高雄市役所。廿日十四日午後二時。在市尹公室。開市參事會。昭和十一年度歲入出追加豫算案。即為給水裝置費。計上一萬三千七百九十一圓。

臺灣日日新報社

文部省壽設

教學局

東京十三日電。文部省。為以改國體本義。徹底日本精神。刷新教學。而舉實效計。方設教學刷新評議會。等立大體方案。並力於各種施設。今也。設一教學刷新中樞機關。良為急務。四照此示旨。等設

首藏陸海四相且議

國防費之輪廓

並令長官檢討各省案

東京十三日電。為期庶政效率局部之大臣陸相云。新。而開重要國策設請。因閣僚歩所謂國策國議。不一。遂至中途挫折。決定整頓。政府首腦部。究此失敗。總在所管先議。國防費之輪廓不明之故。先使各省提案。致各所管大臣。已省重要政策實現之輪廓。為將此根本問題。如何解決。廣田首相廣大苦慮。恍擬令長官。考究最善之道。更就各省劃策協議。提出案。俱會檢討其經費之決定。如當先明國防費之輪廓。為將此根本問題。如何解決。廣田首相明財政計畫之所料。而後相與照合。近或首相。藏相。陸海兩相。組與協議。八極注目云。

內地米乏

多買政府舊米

六十八萬石

內地米糧缺乏。阿波。讃岐。紀州。伊豫方面。復欲買政府之八年產古米。因四等下級。米無多。難以成約。外此各地照公定數。其他各縣。各課長等臨席。開全島兵事主任會議。十一日。一齊溜湖。十二日午前八時。在馬公要港部司令官。及本幡參謀長。其他各縣。各課長等臨席。開全島兵事主任會議。十一日午前八時。一齊溜湖。十二日午前八時。在馬公要港部司令官。及本幡參謀長。其他各縣。各課長等臨席。開全島兵事主任會議。

全島兵事主任會于馬公

行政機構改革檢討

閣議中心主義破綻

或擴首相權限調查局為中心

東京十二日電。為非各省廢合。無任所相之設置等。二十五坪。壕內內苑一甲。外苑三甲。總工費一萬。外苑三甲。總工費二十五坪。壕內內苑一甲。外苑三甲。總工費一萬。

米俄商約

決延一年

俄都十一日電。以十一日滿洲之米俄通商條約。決

艦隊廿七日入基隆

將兵參拜臺灣神社

臺北市籌設歡迎方法

無敵第一艦隊。訂來二十七日入基隆港。將兵上陸。僧侶參拜臺灣神社。及見學市內。為是市當局。欲來臺北。參拜臺灣神社。一、在山小學校。準備。食所。艦隊主要職員為參拜者。一、臺北驛前自動車。課詰所內。設置案內所。置係員數名。親切指示乘組將校以下。見學市內。一、得各區長。在鄉軍人會。愛國婦人會。銀行。會社其他市民篤志家援助。在市內二十餘處。設隨意休憩所。準備有茶。餅果物等接待。並入浴休憩等。▲右財品。一、臺北市為臨時干部。瞻准士官以上要項。一、臺北綿葉書一萬四千通。一、臺北市案內一萬四千枚。臺北市案內一萬四千枚。以上贈呈組合部。

▲准士官以上歡迎會。一、臺北市官民有志。主催歡迎國旗準備。二十七日下午二時半。臨三橋星廠（豫定招待人員五百名。預備者約二百五十名）。

▲海軍々樂隊演奏。一、二十七日下午七時。在新公園音樂堂。開演奏會。希市民多數往聽。

▲海軍軍講演會。一、二十七日下午七時半。在樺山小學校講堂。開講演會。

愛愛寮善後策

寄附中絕經營愈難

決將基金流用維持

屬報臺北愛愛寮務理事長谷敏同一回。去十日臺北地方法院檢察局北川檢察官。帶同通譯。到愛愛寮。其收容人數千圓。一說一千八百圓。而事務員給難按八十圓。而其前妻。其親友現代為弁走。欲使北賠補。懸求官總寬大處置。蓋該寮之事業性質。非有特別趣味之人。亦難經營。愈欲使其事業仍穩。乃因生活費消動機。盖數年前設置財團法人時。彼將其個人所經營之愛々寮家屋土地價值三萬圓。寄附於財團法人。當時役員會主張以三萬圓為功勞金。施設退職金

パピリオの偽ものが出ました。

●●●

上半期と我が對外貿易
政策の强化
統制を要す

一月始まり六月末日までの本年上半期に於ける我國對外貿易の成績を見るに、この間輸出は内地だけで十一億二十八百萬圓に上り、前年同期に比し四%の増加を見たが輸入は昨年より減つてゐるので、それらを加へると十一億六千三百萬圓で増加額は三千五百萬圓に過ぎない。尚ほこれに對して輸入の方は内地が十四億九千萬圓で前年より一割八厘増ほこれに對して輸入の方は内地が十四億九千萬圓で前年より一割八厘増之に臺灣、朝鮮を加へると十五億七千八百萬圓と前年より一割一分五厘の増加となつてゐる又この間に於ける入超額は兩地合せて三億一千四百萬圓で昨年同期四%の上半期三億五千三百萬圓に次ぐ多額であり昨年よりも一億二千萬圓の次額増加であることは注目すべき事柄である

一

元來昨年と本年とでは貿易統計の作り方に多少の變更があつたので比較對照に確實さではないが、加味して見ても上半期に於て輸出、増加したことは動かすべからざる事實である、さて上期にたて入超額を減らすには先づ第一に輸出品の増加と新市場の開拓に依る輸出力の増進を計らねばならない、この輸力減退は各國の至らざるなき那防過度により既往の増勢著しく鈍化して來たことと、入超が増加したことは動かすべからざる事實である、從つて後半期に入つても上期の不振を挽回することは頗る困難であるが、歐洲各國が軍備擴張及びオリムピック關係、加ふるに國際情勢に於ける緊張の緩和等の諸條件に依つて輸出の増進を圖ることは或る程度迄可能と思はれる、今後貿易振興の爲には輸出の増進を圖ることは勿論、輸入管理につき、厳正公平を加へねばならぬことを比較的容易であるのである、幸ひ政府當局では貿易と産業を綜合して、有機的に之を統制強化する目的で外局の新設、貿易行政を統一する社會を圖て呉れ、關係に提案する豫定であるが、是等關係に於てもその運營に當つては貿易對策の國策は元來貿易振興に對處するため統制の緊張を緩めてはならない。

二

即ち輸出しては新市場の開拓、新商品の開發を圖り、輸入については輸入超過の範圍を縮小し、輸入について輸入超過の範圍を縮小し、輸入について輸入超過の範圍を縮小し、輸入について

臺灣にも實施する 米穀自治管理法
―平易な解説―殖産局發表

（米穀對策調査會の要綱及其の實施）

（1）統制すべき穀物の範圍を擴大すること

（2）統制すべき穀物を組合に買取ること

（3）統制すべき穀物を組合を通じ販賣すること

（4）統制すべき穀物中政府所有其の他の穀物に依り「配給」なりと認定されたものの又は「配給」されんとするものに對し一般に先ず組合に賣渡すこと

（5）統制すべき穀物の移動を制限すること

（6）統制米穀に關し「配給」を調整すること

（7）地方米穀統制組合聯合會

（8）米穀統制組合又は其の聯合會の買取、販賣、運搬、貯藏、精製、加工又は配給に關し命令を以て必要なる制限又は禁止を爲すこと

（9）統制米穀に關し「配給」を調整するため必要なる場合に於ては命令を以て統制米穀の生産者又は所有者に對し其の保有數量の申告を爲さしめ又は其の檢査を爲すこと

（10）統制米穀に關し「配給」を調整するため必要なる場合に於ては命令を以て統制米穀の生産者又は所有者に對し其の保有する統制米穀を組合に賣渡すべきことを命ずること

（11）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（12）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（13）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（14）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（15）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（16）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（17）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（18）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（19）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（20）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（21）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（22）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（23）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（24）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（25）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（26）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（27）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（28）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（29）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（30）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（31）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（32）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（33）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（34）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（35）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（36）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（37）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（38）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（39）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（40）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（41）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（42）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（43）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（44）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（45）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（46）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（47）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（48）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（49）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（50）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（51）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（52）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（53）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（54）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（55）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（56）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（57）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（58）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（59）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（60）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（61）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（62）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（63）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（64）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（65）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（66）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（67）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（68）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（69）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（70）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（71）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（72）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（73）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（74）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（75）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（76）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（77）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（78）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（79）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（80）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（81）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（82）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（83）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（84）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（85）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（86）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（87）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（88）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（89）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（90）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（91）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（92）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（93）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（94）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（95）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（96）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、組合の公告の方法、組合の解散及清算人に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

（97）地方米穀統制組合聯合會又は其の聯合會の役員、職員、總會の決議、監事の職務、代表權の制限、解散、合併、定款の變更、事業の種類、組合員の除名、組合員の加入及脫退、出資口數の增加、組合員の責任、經費の賦課徵收、剩餘金の處分、解散の場合に於ける殘餘財產の處分、